

令和 8 年度 入札・契約制度の改正について（建設工事）

東広島市総務部契約課（R8. 4）

東広島市の入札・契約制度に係る要綱・契約約款等を一部改正しました。

要綱等の名称	主な改正・制定内容
建設工事請負契約約款	①業者が提出する請負代金内訳書について、これまで記載されていた法定福利費に加えて労務費等の記載が必須となります。 ②市の発注工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとします。
設計施工一括発注工事対象請負契約約款	③請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化します。 ④前払金使途拡大の特例措置の恒久化します。 ⑤支払遅延に対する遅延利息の率を改正します。 （2. 5 パーセント→3. 0 パーセント）
保守・除草・清掃等業務委託契約約款	・支払遅延に対する遅延利息の率を改正します。 （2. 5 パーセント→3. 0 パーセント）
建設工事請負契約約款様式	・請負代金内訳書及び請求書様式を改正します。
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）	・工事の経験・実績の対象年度を改正します。 （H22. 4. 1 以降→H23. 4. 1 以降）
東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）	・総合評価は令和 7 年 11 月 26 日入札・契約制度説明会の内容を反映しています。

◎その他、令和 7 年 11 月 26 日入札・契約制度説明会の説明事項についても留意してください。

改正後の約款等については令和 8 年 4 月 1 日付けで契約課ホームページにおいて掲載しますので、併せてご確認ください。

※ホームページ掲載場所

ホーム＞組織から探す＞総務部＞契約課＞5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(要綱・制度等)＞建設工事等関係規則・要綱・要領、契約約款